

那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、那覇市頑張るマチグッー等支援基金条例（平成 21 年那覇市条例第 3 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づく補助金の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、補助事業者が行う補助事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

- 第 2 条 補助金は、那覇市の中心商店街その他の商店街の活性化に向けた事業を行う者（以下「事業者」という。）の創意工夫による積極的な取り組みを支援することを目的とする。

(用語の定義)

- 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) この要綱において「中心商店街」とは、別表第 1 に掲げる地域内とする。
 - (2) この要綱において「その他の商店街」とは、那覇市内にあって、別表第 1 に掲げる地域外にある商店街等とする。
 - (3) この要綱において「補助事業」とは、事業者の実施する事業で、前条の目的を達成するため、特に助成の必要があるものとして選定した事業をいう。
 - (4) この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(交付の対象及び経費区分)

- 第 4 条 補助金の交付の対象となる補助事業は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一万人のエイサー踊り隊助成金事業
 - (2) 国際通りトランジットマイル助成金事業
 - (3) 頑張るマチグッー支援事業
 - (4) 那覇市地域商店街等支援事業
 - (5) 沖縄の「食」の魅力体験支援事業
 - (6) その他第 2 条の目的を達成するために特に市長が必要と認める事業

- 2 前項の規定にかかわらず、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体の行う事業は対象としない。
- 3 補助金の交付の対象となる経費区分は別表第 2 のとおりとし、経費の支払上限額は別表第 3 のとおりとする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の 2）
 - (2) 収支予算書（第 1 号様式の 3）
 - (3) 団体調書（第 1 号様式の 4）
 - (4) 誓約書（第 1 号様式の 5）
 - (5) 定款、規約等の写し
 - (6) 資金状況を確認できる書類（前年度決算書等）の写し
 - (7) 見積書等経費の内訳が分かる書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
 - 3 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

（交付の決定）

- 第 6 条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し補助金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知する。
- 2 市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
 - 3 市長は、前条第 2 項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に

係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 4 市長は、補助金を交付することが不適正と認めたときは、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知する。

（補助事業の変更等）

第 7 条 補助金の交付決定後に事業内容の変更等がある場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金事業計画変更承認申請書（第 4 号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金事業事故報告書（第 6 号様式）を市長に提出し、その指示を受けること。

（産業財産権に関する届出）

第 8 条 市長は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金産業財産権届出書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助事業者は、交付規則第 8 条に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金事業交付申請取下げ書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 補助事業者は、交付規則第 11 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して市長が報告を求めたときは、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金事業遂行状況報告書（第 9 号様式）を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた

日から起算して 20 日以内又は交付決定を受けた会計年度の 2 月末日（国際通りトランジットマイル助成金事業と那覇市地域商店街等支援事業については 3 月 10 日）のいずれか早い日までに、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金実績報告書（第 10 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第 10 号様式の 2）
 - (2) 収支決算書（第 10 号様式の 3）
 - (3) 契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類の写し
 - (4) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
 - (5) 関係法令等に基づく許認可等に関する証書の写し
 - (6) 印刷物、制作物（映像、音楽等）の完成品
 - (7) 事業実績の全体像が把握できる写真
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 20 日までに交付規則第 12 条の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項に規定する実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第 7 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金確定通知書（第 11 号様式）により通知する。
- 2 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てとする。
 - 3 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
 - 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項第 2 号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の内容（第 7 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。ただし、交付規則第 9 条に規定する経費若しくは第 7 条の規定に基づく申請日より前に既に支出している経費又は債務が確定している経費のうち、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 14 条 補助事業者は、第 12 条に規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 12 条第 4 項の規定を準用する。

(概算払)

- 第 15 条 市長は、補助事業の目的又は内容の性質上その事業の終了前に補助金を交付しなければ、交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、交付規則第 15 条に基づき、別表第 4 に掲げる範囲内で事前に概算払することができる。
- 2 補助事業者は、概算払を申請するときは、那覇市頑張るマチグワー等支援基金事業費補助金概算払請求書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（第 14 号様式）を備え、管理

しなければならない。

- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に取得財産等明細表（第 15 号様式）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第 17 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業完了後も市長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金取得財産等の処分承認申請書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡、実施権の設定その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金収益状況報告書（第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長が前項に規定する報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、市長の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を那覇市に納入しなければならない。
- 3 市長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の経理）

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（その他）

- 第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市頑張るマチグッー支援基金事業補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 23 日施行）は廃

止する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

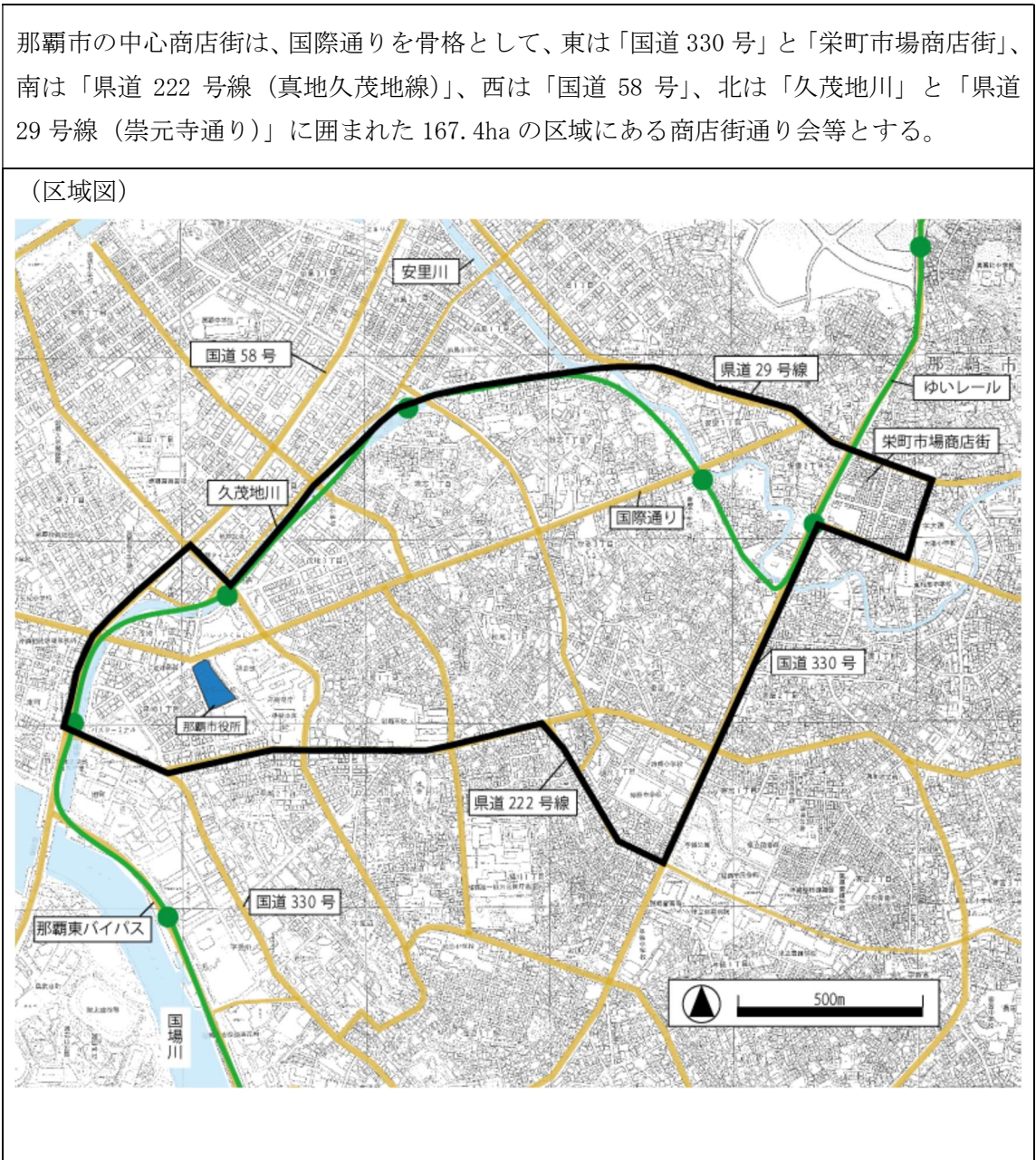
付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係） 中心商店街の範囲



別表第 2（第 4 条関係）補助対象経費

交付の対象となる経費区分		
大項目	小項目	説明
1 共済費	雇用保険料	事業期間中に新たに雇用する労務者に係る補助事業者負担分の雇用保険料等に係る経費
	社会保険料	事業期間中に新たに雇用する労務者に係る補助事業者負担分の社会保険料等に係る経費
2 賃金	賃金	事業期間中に新たに雇用する労務者の賃金、短期・臨時のアルバイト賃金等に係る経費
3 報償費	報奨金 (謝礼金)	講師・司会・出演者等に対する謝礼金等に係る経費
4 旅費	旅費	国内旅費で、講師等の招聘に係る旅費、補助事業者の旅費、必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（車賃、船賃、航空賃、宿泊料等）に係る経費
5 需用費	消耗品費	単価 10,000 円以下の事務用品及びイベント時に使用する消耗品、単価 500 円以下の記念品及び宣伝用物品等の購入に係る経費
	印刷製本費	ポスター・チラシ類、調査等の報告書、抽選券、会議用資料等の印刷に係る経費
	光熱水費及び燃料費	電気使用料、水道使用料、ガス使用料等に係る経費
6 役務費	通信運搬費	切手代、宅配便、インターネット回線代（プロバイダー含む）等に係る経費
	手数料	事務取扱手数料、道路占用(使用)許可料、送金料、クリーニング代等に係る経費
	保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費
	広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る経費（総事業費の10%以内）

7 委託料		撮影・編集等の記録業務、警備業務、イベント等の会場設営作業、ホームページ構築・マップ制作等、調査作業等、補助事業者から他の事業者へ業務や作業等を委託する場合に係る経費（総事業費の50%以内。ただし那覇市頑張るマチグー支援事業補助金交付要領別表1及び那覇市地域商店街等支援事業補助金交付要領別表1の補助メニュー3～5は除く。）
8 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用及び貸借に係る経費
9 工事請負費	工事請負費	工作物等の製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事等に要するもので、「工事請負契約」によって支払われることとなる経費
10 原材料費	原材料費	工事、生産、工作のために消耗される材料（樹木、植木等を含む。）に係る経費
11 備品購入費	備品購入費	消耗品、原材料である物品を除いた物品の購入に係る経費
12 その他経費		上記以外で補助事業を効率的かつ効果的に執行するための経費及び不可抗力等やむを得ない事情でかかった経費で市長が認めるもの

【備考】

- 1 次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。
 - ・個人個店の資産形成に係る経費
 - ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費
 - ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）、食糧費（食事、茶菓子、飲料、材料等）に該当する経費
 - ・既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている事業に関する経費
 - ・補助事業の実施期間外に要した経費
 - ・商店街等の管理運営に係る経費
 - ・上限を超えた額については、原則として補助対象外経費とする。
- 2 地域経済の活性化を図るため、市内業者への優先発注に努めること。
- 3 1件で5万円を超える経費については、原則市内業者を含む2者以上から見積書を徴すること。
- 4 上限を定めたもののうち、その額を超えた経費については原則対象外経費とする。

別表第 3（第 4 条関係）経費支払上限額

(1) 講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	8,000 円
	その他の大学の職員	7,000 円
	国の補佐・専門官、その他	5,000 円
県内	職業的講師	10,000 円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	4,000 円
	その他の大学の職員	3,500 円
	その他	3,000 円
【備考】 ・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。		

(2) 司会又は出演者謝礼金支払上限額

区分		金額（1 日）
県外	職業としている人物又は 1 団体あたり	300,000 円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は 1 団体あたり	100,000 円
県内	職業としている人物又は 1 団体あたり	100,000 円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は 1 団体あたり	30,000 円
【備考】 ・上記により難しい場合及び「職業としている人物又は団体」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。 ・謝礼には交通費その他滞在に係る一切の経費を含む。		

(3) 賃金支払上限額

区分	金額（時給）
短期アルバイト（1 人あたり／1 日 8 時間を上限）	1,200 円
【備考】 ・賃金には交通費その他業務の従事に係る一切の経費を含む。	

別表第 4（第 15 条関係）

概算払上限額

交付決定額	概算払上限額
100 万円以上 500 万円以内	交付決定額の 50%以内
【備考】 ・ 概算払は概算払申請日までに支出済みの経費を対象とする。	